

現場代理人・主任技術者又は監理技術者・営業所の専任技術者等の兼務について

R 6年4月1日適用

改正		専任を要しない工事 (注1)		専任を要する工事 (注2)		経營業務の管理責任者 又は 営業所の専任技術者	
		現場代理人	主任技術者 又は 監理技術者	現場代理人	主任技術者 又は 監理技術者		
同一工事	現場代理人	○同一工事での現場代理人と主任又は監理技術者の兼務はすべて可 複数工事を一の工事とみなして管理する条件 (『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)) ①契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること ②それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの (当初の請負契約以外の請負契約が、随意契約により締結される場合に限る)					
	主任技術者又は 監理技術者						
別途 工事	配置 工事 (注1)	現場代理人	△兼務 可 (注4:常駐義務緩和 2件まで 連絡員要)	△兼務 可 (注4:現代人常駐義務 緩和により2件まで)	△兼務 可 (注5:同一敷地or 近接のみ500m)	×兼務 不可	△兼務 可 (注4:常駐義務緩和 2件まで 連絡員要)
		主任技術者又は 監理技術者	△兼務 可 (注4:現代人常駐義務 緩和により2件まで)	○兼務 可 (2件以上可)	×兼務 不可	×兼務 不可	△兼務 可 (注3:近接=市内)
	専任 工事 (注2)	現場代理人	△兼務 可 (注5:同一敷地or 近接のみ500m)	×兼務 不可	△兼務 可 (注5:同一敷地or 近接のみ500m)	×兼務 不可	×兼務 不可
		主任技術者又は 監理技術者	×兼務 不可	×兼務 不可	×兼務 不可	×兼務 不可	×兼務 不可

注1: 鹿嶋市で主任技術者又は監理技術者の専任を要しない工事(配置工事)とは、請負金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満の工事

注2: 鹿嶋市で主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事とは、請負金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の工事

注3: 営業所の専任技術者又は管理責任者が兼務できるのは、請負金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満の工事で、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にある場合とする。この場合の要件を満たす近接とは、鹿嶋市内とする。また、当該営業所は、専任技術者及び管理責任者を有し、その営業所で当該工事の請負契約が締結されたものであること。

《別途工事について》

注4: 鹿嶋市建設工事における現場代理人常駐義務緩和措置に関する規定により、現場代理人が兼務ができる工事は、予定価格が130万円以上4,000万円未満の工事であり、かつ発注者が兼務を認める工事とし、施工場所が鹿嶋市内又は隣接市の工事とする。鹿嶋市が発注する工事2件、又は鹿嶋市1件と他の地方公共団体1件の2件までとする。

注5: 鹿嶋市建設工事の現場代理人については、常駐義務緩和措置に関する規定により、施工現場が重複・隣接して密接な関連がある工事、又は経費調整の対象となる同種の近接工事(500m)については、4,000万円以上の工事であっても兼務を認める。ただし、工事の下請負額が4,500万円を超える場合は、現場が重複していても認めないとする。

《技術者等の変更について》

● 現場代理人の変更について

配置技術者等と兼任でない場合、当該工事の入札申込日を基準とした「直接的かつ恒常的な雇用関係」等、現場代理人の要件を満たしていれば、変更が可能とする。変更届に、上記に示す適正な雇用関係を証明する資料を添付すること。

● 現場配置技術者(専任義務を要しない工事)の変更について

《変更を認める共通要件》

- ① 交代の時期が工程上一定の区切りと認められること。
- ② 交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保されること。
- ③ 一定期間の重複配置による工事の継続性、品質が確保されること。

4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満の工事については、上記の共通要件を満たしていれば、協議により承認し変更を認めるものとする。

● 現場配置技術者(専任義務を要する工事)の変更について

4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の工事については、次のいずれかに該当し、かつ前項に挙げた共通要件を満たすとともに、協議して承認した場合に変更を認めるものとする。

ア) 死亡

請負者から「該当技術者本人が死亡した」旨の通知があった場合。(死亡診断書等公的書類の提出は不要。)

イ) 病気等

請負者から「該当技術者本人が病気等のため、監理技術者等として現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。(該当者の病状が確認できる診断書等資料の提出を求める。)

ウ) 退職

請負者から「該当技術者本人が退職した」旨の通知があった場合。(該当者の退職が確認できる書類の提出を求める。)

エ) 転勤

単なる請負者の都合による転勤ではなく、当該技術者本人の人道をやむを得ないと判断される理由による場合。(該当者の申し立て等、特にやむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提出を求める。)

オ) 工期延期

発注者の責による工期延期、又は現場条件による工期延期があった場合。(発注者の責による工期延期は、「用地調整」「占用物件調整」等の一時中止工事。当初の工期の10分の5、あるいは6ヶ月以上の大幅な工期延期、現場条件による場合は、「地質条件」「工法変更」等による一時中止などとする。)

カ) 長期間工事

工期が2年以上の長期にわたる工事で、1年以上連続した期間において、監理技術者等として従事した場合。

● 一般競争入札の技術者要件に伴う入札参加申請書の配置(専任)技術者の記入申請について

入札参加申請書の配置予定技術者については、開札後の配置技術者の専任制や兼務違反により、落札者又は落札候補者の失格や契約が締結できない状況になる場合があります。配置技術者の専任又は配置に関わらず、基本的に入札の開札日の前日までで、かつ公告要件を満たす予定技術者の変更は可能となります。十分に留意し、変更事由がある場合は、速やかに連絡すること。

ただし、総合評価落札方式の一般競争入札の配置(専任)技術者の変更は、基本的に入札参加受付の締切以降は認めません。原則、入札公告に示すものとする。